

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（JBLSF）
アスリート委員会規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（以下「本連盟」という。）において、アスリートの声を連盟の意思決定及び運営改善に反映させ、競技環境の向上及びスポーツ・インテグリティの確保に寄与することを目的として設置するアスリート委員会（以下「本委員会」という。）について、必要な事項を定める。

（役割・活動内容）

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) アスリートの意見、要望等の集約
- (2) ハイパフォーマンス本部との協議及び提言
- (3) 活動状況及び重要な提言の理事会への報告
- (4) アスリートの権利保護、セーフスポーツ（ハラスメント防止等）の推進に関する啓発活動
- (5) アスリートの活動が促進される次期委員会の構成及び選挙制度等を包含した選出プロセスの検討と制度設計
- (6) その他、本連盟の目的達成のために必要な事項

（構成及び定数）

第3条 本委員会は、5名以上8名以内の委員で構成する。

2 委員は、ボブスレー、リュージュ及びスケルトンの各競技における代表性を考慮し、かつ、ジェンダーバランス及び現役選手・引退選手のバランスに配慮して構成するものとする。

3 委員は、過去にアンチ・ドーピング規程違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。制裁期間の終了、処分の軽重又は競技復帰の有無にかかわらず、制裁歴のある者は委員となることができない。委員は、法令及び社会規範を遵守し、高いスポーツ倫理観を有する者でなければならない。

（委員の選任及び資格要件）

第4条 本委員会の委員は、本連盟に2年以上の選手登録実績がある者の中から、第3条に定める構成の考え方を踏まえ、理事会が指名し、会長が委嘱する。

2 将来的な選挙制度導入に向けた過渡的な措置として、前項に基づく理事会指名は、本委員会の第1期に限り適用するものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長、副委員長又は委員が、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

（委員長及び副委員長）

第6条 本委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、指名された委員の中からの互選（委員間での協議又は投票）により決定する。

3 前項により決定した委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（兼務の制限及び利益相反管理）

第7条 委員は、ハイパフォーマンス本部において代表選考又は強化指定の審議に直接関与する役職、ナショナルチームの監督、コーチその他現場指揮又は代表選考に直接関わる役職を兼務することはできない。

2 委員長又は委員が本連盟の他役職を兼務している場合において、本委員会で指導者の指導方法、ハラスメントその他個別の事案を審議する際は、利益相反を防ぐため、当該委員は当該事案の審議及び議決に参加しないものとする。

（会議）

第8条 本委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

3 本委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 本委員会は、必要に応じ、オンライン会議その他適切な方法により開催することができる。

5 本委員会の議事概要及び重要な提言は、アスリートのプライバシー及び個人情報の保護に配慮したうえで、ハイパフォーマンス本部、理事会その他必要な関係者へ共有する。

（関係者の出席及び意見聴取）

第9条 本委員会は、審議において必要があると認めた場合、会長、副会長、理事又はその他の関係者を会議に招集し、説明又は意見を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第4号に定めるセーフスポーツに関する事案等、アスリートのプライバシー及び心理的安全性の保護が特に求められる審議においては、委員以外の者の同席を認めないことができる。

（守秘義務）

第10条 委員（委員長及び副委員長を含む。）は、本委員会の活動を通じて知り得た秘密及び個人情報を、在任中はもとより退任後においても、正当な理由なく第三者に漏洩し、又は本委員会の目的以外の用途に使用してはならない。

（規程の改廃）

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 本規程は、令和8（2026）年7月29日より施行する。

2 本規程の施行日前に行われた委員会設置の準備、候補者の選定及び本人意向の確認は、本規程に基づく準備行為として取り扱う。